

名古屋市立大学芸術工学部履修規程

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 教養教育科目（第2条—第13条の3）
- 第3章 専門教育科目（第14条—第25条の2）
- 第3章の2 履修登録単位数の上限（第25条の3）
- 第4章 卒業要件等（第26条・第27条）
- 第5章 その他（第28条）

附則

(一)

一部改正 平成20年達第49号、平成22年達第48号、平成23年達第1号、令和2年達第19号)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、名古屋市立大学学則（平成18年名古屋市立大学学則第1号。以下「学則」という。）第41条の規定に基づき、授業科目、授業時間数、単位数及び履修方法等（以下「履修方法等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(一部改正 平成20年達第49号、令和2年達第19号)

第2章 教養教育科目

(授業科目及び単位数)

第2条 授業科目、配当年次、単位数及び必修・選択・自由の区分は、別表1のとおりとする。

(一部改正 平成27年達第18号)

(単位の計算の基準)

第3条 授業科目の単位数は、45時間の学修内容をもって1単位とし、授業形態に応じて次の各号に定める基準により計算する。

- (1) 講義 15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習 15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実習及び実技 30時間の授業をもって1単位とする。

(一部改正 平成20年達第49号、平成30年達第25号)

(修得必要単位数)

第4条 教養教育科目における修得必要単位数は、別表2のとおりとする。

(履修の届出)

第5条 学生は、学年の始めにおいて、前期及び後期に履修しようとする授業科目について指定された期間内に、所定の手続きにより届けなければならない。

2 前項の規定により届け出た後期の授業科目については、後期において指定された期間内に所定の手続きにより変更（授業科目の追加を含む。）することができる。

(一部改正 平成30年達第25号)

(履修の取消)

第6条 学生は、指定された期間内に所定の手続きにより履修の取り消しをすることができる。

(履修方法)

第7条 必修科目は、配当年次において履修しなければならない。

2 授業時間の重なる授業科目（専門教育科目の授業科目を含む。）は、重複して履修することはできない。

3 第5条により届け出た授業科目以外の授業科目は、履修することはできない。

4 既に単位を修得した授業科目は、再履修することはできない。

5 1年次においては2年次に配当された授業科目を履修することはできない。

6 授業科目によっては、履修者数及び履修資格を定めることがある。

7 授業科目のうち、履修するクラスを指定する科目（以下「指定科目」という。）は、原則として指定されたクラス以外で履修することはできない。ただし、指定科目を再履修するため同一授業時間の別の指定科目が履修できない場合は、指定されたクラス以外で履修できることがある。

(試験)

第8条 試験は学期末に行う。ただし、必要がある場合には、学期末以外の時期に行うことがある。

2 前項の試験は、レポートその他の方法をもって代えることがある。

3 出席時間数が当該授業科目の全時間数の7割に満たない場合は失格とし、受験資格を与えない。

(追試験)

第9条 学則第36条に規定する追試験を受けようとする学生は、指定された期間内に追試験受験願を提出しなければならない。

(再試験)

第10条 試験に不合格となった授業科目については、再試験を受けることができる。

2 再試験を受けることができる学生は、試験の成績が50点以上の者とし、指定された期間内に再試験受験願を提出し、再試験料を納付しなければならない。

(一部改正 平成19年達第60号、平成20年達第49号)

(成績)

第11条 前3条の試験の成績は、100点を満点とした点数により採点し、60点以上を合格、60点未満を不合格とし、次の各号により表示する。

- (1) 90点以上 秀
- (2) 80点以上 優
- (3) 70点以上 良
- (4) 60点以上 可
- (5) 60点未満 不可

2 再試験については、前項の規定にかかわらず最高60点を限度として採点する。

(一部改正 平成19年達第60号、平成22年達第48号)

(再履修)

第12条 不合格又は失格となった授業科目については、再履修しなければ受験資格を与えない。

2 再履修をしようとする学生は、事前に担当教員の許可を受けなければならない。

3 再履修をする場合は、指定科目については、原則として前年次所属クラスにおいて履修しなければならない。なお、2年次に初めて履修する場合もこれに従う。ただし、授業編成の都合でその授業時間に履修できない場合には、異なる学期又は他のクラスで履修ができることがある。

(入学前の既修得単位の認定)

第13条 入学前の既修得単位の認定は、学則第40条に従い、教授会の議を経て行う。

2 既修得単位の認定を受けようとする学生は、指定された期間内に既修得単位認定申請書を提出しなければならない。

(学外における学修の単位認定)

第13条の2 学則第40条の2の規定により単位を認定することのできる学修及び単位数は、別表2の2のとおりとする。

2 前項に規定する単位の認定を受けようとする学生は、指定された期間内に学外における学修に係る単位認定申請書を提出しなければならない。

(一部改正 平成20年達第49号)

(単位の取消)

第13条の3 学則第31条の規定に基づき授業料の未納により除籍する場合において、授業料の未納期間に修得した単位があるときは、これを取り消す。

(一部改正 平成23年達第1号)

第3章 専門教育科目

(授業科目及び単位数)

第14条 授業科目、配当年次、単位数及び必修・選択の区分については、別表3のとおりとする。

(単位の計算の基準)

第15条 授業科目の単位数は、45時間の学修内容をもって1単位とし、授業形態に応じて次の各号に定める基準により計算する。

(1) 講義 15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習 15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実習及び実験 30時間の授業をもって1単位とする。

(一部改正 平成20年達第49号、令和4年達第26号)

(修得必要単位数)

第16条 専門教育科目における修得必要単位数は、別表4のとおりとする。

(履修の届出)

第17条 学生は、年度の始めにおいて、前期及び後期に履修しようとする授業科目について指定された期間内に、所定の手続きにより届け出なければならない。

2 前項の規定により届け出た後期の授業科目については、後期において指定された期間内に所定の手続きにより変更（授業科目の追加を含む。）することができる。

(一部改正 平成30年達第25号)

(履修の取消)

第18条 学生は、指定された期間内に所定の手続により履修の取り消しをすることができる。

(履修方法)

第19条 必修科目は、配当年次において履修しなければならない。

2 授業時間の重なる授業科目（教養教育科目的授業科目を含む。）は、重複して履修することはできない。

3 第17条により届け出た授業科目以外は、履修することはできない。

4 既に単位を修得した授業科目は、再履修することができない。

5 1年次においては2年次以降に配当された科目を、2年次においては3年次以降に配当された科目を、また3年次においては4年次に配当された科目を履修することはできない。

(試験)

第20条 試験は、学期末又は2学期にわたり開講される授業科目にあっては後の学期末に行う。ただし、必要がある場合には、学期末以外の時期に行うことができる。

2 前項の試験は、レポートその他の方法をもって代えることができる。

3 出席時間数が当該授業科目の全時間数の7割に満たない場合は失格とし、受験資格を与えない。

(追試験)

第21条 学則第36条に規定する追試験は、教授会の議を経て行うことができる。

ただし、追試験を受けようとする学生は、指定された期間内に追試験受験願を提出しなければならない。

(再試験)

第22条 試験に不合格となった授業科目については、再試験を行うことがある。

(成績)

第23条 前3条の試験の成績は、100点を満点とした点数により採点し、60点以上を合格、60点未満を不合格とし、次の各号により表示する。

- (1) 90点以上 秀
- (2) 80点以上 優
- (3) 70点以上 良
- (4) 60点以上 可
- (5) 60点未満 不可

2 再試験については、前項にかかわらず最高60点を限度として採点する。

3 前2項にかかわらず、点数による採点を行わないことを教授会が認めた授業科目については、合否判定により成績を表示する。

(一部改正 平成22年達第48号)

(再履修)

第24条 不合格又は失格となった授業科目については、再履修しなければ受験資格を与えない。

2 再履修しようとする学生は、事前に担当教員の許可を受けなければならない。

(単位互換等)

第25条 単位互換等本学部学科以外で履修した科目の認定は、次の各号に該当するものは、別に定めるところにより、別表第3の「単位互換科目」の区分に科目名を付したうえ、教授会の議を経て行う。

- (1) 本学と外国の大学との交換協定に基づく学生派遣により、派遣先大学等で履修した科目
- (2) 愛知学長懇話会の単位互換に関する包括協定に基づく単位互換事業に係る協定大学での科目
- (3) 本学の所属学部以外で履修した科目

(一部改正 平成19年達第60号)

(単位の取消)

第25条の2 学則第31条の規定に基づき授業料の未納により除籍する場合において、授業料の未納期間に修得した単位があるときは、これを取り消す。

(一部改正 平成23年達第1号)

第3章の2 履修登録単位数の上限

(履修登録単位の上限)

第25条の3 一つの学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、別に定める場合を除き、1年次前期にあっては27単位、1年次後期にあっては25単位とし、2年次以降にあっては24単位とする。

(一部改正 平成22年達第48号、平成23年達第1号、平成30年達第25号)

第4章 進級及び卒業要件

(一部改正 平成30年達第25号)

(原級留置)

第26条 3年次終了時において、次の各号に示す条件を満たさない学生は、4年次に進級できない。

- (1) 修得単位数が、必修科目においては3年次までに配当されている授業科目単位数の8割以上、選択科目においては卒業要件単位数の6割以上であること。
- (2) 情報環境デザイン学科の学生については、別表3アの芸術工学実習(D)1から芸術工学実習(D)5の計9単位のうち7単位を、産業イノベーションデザイン学科の学生については、別表3イの芸術工学実習(D)1から芸術工学実習(D)5の計9単位のうち7単位を、建築都市デザイン学科の学生については、別表3ウの芸術工学実習(A)1から芸術工学実習(A)5の計10単位のうち8単位を修得すること。

(一部改正 平成20年達第49号、平成24年達第25号、平成30年達第25号)

(卒業の認定)

第27条 所定の期間在学し、第4条及び第16条で定める修得すべき単位を修得した者に対しては、卒業資格を認定する。

第5章 その他

(その他)

第28条 この規程に定めるもののほか、履修方法等に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が定める。

(一部改正 平成27年達第47号)

附 則

(施行期日)

- 1 この達は、発布の日から施行する。
(名古屋市立大学芸術工学部履修規程の廃止)
- 2 名古屋市立大学芸術工学部履修規程（平成8年名古屋市立大学達第40号）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この達は、平成18年度以後に入学（転入学、再入学及び学士入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成17年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、前項の規定による廃止前の名古屋市立大学芸術工学部履修規程（以下「廃止前規程」という。）の例による。ただし、第5条及び第6条の規定は、平成17年度以前に入学した学生にも適用する。
- 4 前項の規定にかかわらず、平成17年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、廃止前規程の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。
- 5 平成18年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、この達の規定にかかわらず、その者の属する学年の在学生の例による。
- 6 この附則に規定するもののほか、この規程の施行に伴い必要な経過措置は、教授会が別に定める。

附 則（平成19年公立大学法人名古屋市立大学達第60号）

(施行期日)

- 1 この規定は、発布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学芸術工学部履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成19年度以後に入学（転入学、再入学及び学士入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成18年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後規程第10条、第11条及び第25条の規定は、平成18年度以前に入学した学生にも適用する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、平成18年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。
- 5 平成19年度以降に転入学等する学生に係る履修方法等については、この規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 6 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

附 則（平成20年公立大学法人名古屋市立大学達第49号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学芸術工学部履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成20年度以後に入学（転入学、再入学及び学士入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成19年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後規程第1条、第1条の2、第3条、第10条及び第13条の2の規定は、平成19年度以前に入学した学生にも適用する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、平成19年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。
- 5 平成20年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 6 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し、必要な経過措置は、別に定める。

附 則（平成21年公立大学法人名古屋市立大学達第37号）

(施行期日)

- 1 この規程は、発布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学芸術工学部履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成21年度以後に入学（転入学、再入学及び学士入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成20年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成20年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。
- 4 平成21年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

附 則（平成22年公立大学法人名古屋市立大学達第48号）

(施行期日)

- 1 この規程は、発布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学芸術工学部履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成22年度以後に入学（転入学、再入学及び学士入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成21年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成21年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。
- 4 平成22年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。

5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

附 則（平成23年公立大学法人名古屋市立大学達第1号）

この規程は、発布の日から施行する。

附 則（平成23年公立大学法人名古屋市立大学達第23号）

（施行期日）

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正後の名古屋市立大学芸術工学部履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成23年度以後に入学（転入学、再入学及び学士入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成22年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、平成22年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。

4 平成23年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。

5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し、必要な経過措置は、別に定める。

附 則（平成24年公立大学法人名古屋市立大学達第25号）

（施行期日）

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正後の名古屋市立大学芸術工学部履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成24年度以後に入学（転入学、再入学及び学士入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成23年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、平成23年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。

4 平成24年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。

5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し、必要な経過措置は、別に定める。

附 則（平成24年公立大学法人名古屋市立大学達第48号）

（施行期日）

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正後の名古屋市立大学芸術工学部履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成24年度以後に入学（転入学、再入学及び学士入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成23年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、平成23年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、

従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。

- 4 平成24年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し、必要な経過措置は、別に定める。

附 則（平成25年公立大学法人名古屋市立大学達第11号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学芸術工学部履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成25年度以後に入学（転入学、再入学及び学士入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成24年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成24年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。
- 4 平成25年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し、必要な経過措置は、別に定める。

附 則（平成26年公立大学法人名古屋市立大学達第18号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学芸術工学部履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成26年度以後に入学（転入学、再入学及び学士入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成25年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成25年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。
- 4 平成26年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、教授会が別に定める。

附 則（平成27年公立大学法人名古屋市立大学達第18号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学芸術工学部履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成27年度以後に入学（転入学、再入学及び学士入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成26年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、平成 26 年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたい場合は、教授会の議を経て学部長が別に定める。
- 4 平成 27 年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し、必要な経過措置は、別に定める。

附 則（平成 27 年公立大学法人名古屋市立大学達第 47 号）
この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年公立大学法人名古屋市立大学達第 18 号）
(施行期日)

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学芸術工学部履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成 28 年度以後に入学（転入学及び再入学及び学士入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成 27 年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成 27 年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたい場合は、教授会の議を経て学部長が別に定める。
- 4 平成 28 年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し、必要な経過措置は、別に定める。

附 則（平成 30 年公立大学法人名古屋市立大学達第 25 号）
(施行期日)

- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学芸術工学部履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成 30 年度以後に入学（転入学及び再入学及び学士入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成 29 年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成 29 年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたい場合は、教授会の議を経て学部長が別に定める。
- 4 平成 30 年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し、必要な経過措置は、別に定める。

附 則（平成 31 年公立大学法人名古屋市立大学達第 16 号）
(施行期日)

- 1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学芸術工学部履修規程（以下「改正後規程」と

いう。) の規定は、平成31年度以後に入学(転入学及び再入学及び学士入学(以下「転入学等」という。)を除く。)する学生について適用し、平成30年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、平成30年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたい場合は、教授会の議を経て学部長が別に定める。
- 4 平成31年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し、必要な経過措置は、別に定める。

附 則(令和2年公立大学法人名古屋市立大学達第19号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学芸術工学部履修規程(以下「改正後規程」という。)の規定は、令和2年度以後に入学(転入学及び再入学及び学士入学(以下「転入学等」という。)を除く。)する学生について適用し、令和元年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和元年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたい場合は、教授会の議を経て学部長が別に定める。
- 4 令和2年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し、必要な経過措置は、教授会の議を経て学部長が別に定める。

附 則(令和3年公立大学法人名古屋市立大学達第15号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学芸術工学部履修規程(以下「改正後規程」という。)の規定は、令和3年度以後に入学(転入学、再入学及び学士入学(以下「転入学等」という。)を除く。)する学生について適用し、令和2年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和2年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたい場合は、教授会の議を経て学部長が別に定める。
- 4 令和3年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し、必要な経過措置は、教授会の議を経て学部長が別に定める。

附 則(令和4年公立大学法人名古屋市立大学達第26号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学芸術工学部履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、令和4年度以後に入学（転入学、再入学及び学士入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、令和3年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和3年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたい場合は、教授会の議を経て学部長が別に定める。
- 4 令和4年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し、必要な経過措置は、教授会の議を経て学部長が別に定める。

別表1

区分		授業科目	授業形態	配当年次	単位数		
					必修	選択	自由
共通科目	一般教養科目	大学生になる	講義	1		2	
		大人になる	講義	1		2	
		社会人になるA	講義	1		2	
		社会人になるB	講義	1		2	
		NCU先端科目：医療系	講義	1		2	
		NCU先端科目：自然・情報系	講義	1		2	
		NCU先端科目：社会科学系	講義	1		2	
		NCU先端科目：人文系	講義	1		2	
		地域社会で活躍する女性	講義	1		2	
		共生社会におけるふれあいネットワーク	講義	1		2	
		現代社会と人と地域のつながり	講義	1		2	
		名古屋市政を通してみる現代社会の諸問題	講義	1		2	
		E S Dと地域の環境	講義	1		2	
		多文化共生と国際貢献ーあなたに何ができるのかー	講義	1		2	
		ワークライフバランスとダイバーシティ	講義	1		2	
現代社会の諸相	現代社会の諸相	まちづくり論	講義	1		1	
		次世代エネルギーワークショップ	講義	1		2	
		起業家になる	講義	1		2	
		科学館・博物館・美術館から知る名古屋	講義	1		2	
		中国短期語学研修	講義 実習	1		2	
		フランス短期語学研修	講義 実習	1		2	
		日本国憲法	講義	1		2	
		なぜ憲法が必要なのか	講義	1		2	
		法学入門	講義	1		2	
		知的財産権入門	講義	1		2	
	経済学・社会学	人と法と医療	講義	1		2	
		経済学：経済と社会	講義	1		2	
		経済学：経済のしくみ	講義	1		2	
		経済学：経済学の考え方	講義	1		2	
		経営学：企業と社会、個人の関係	講義	1		2	

	社会学A	講義	1		2	
	社会学B	講義	1		2	
	社会学C	講義	1		2	
	社会環境論	講義	1		2	
	新聞報道の現場から	講義	1		2	
	環境行動学と情報リテラシー	講義	1		2	
	平和論	講義	1		2	
	私たちの暮らしと政治・行政・地方自治	講義	1		2	
	国際政治と社会	講義	1		2	
	フィールド研究からみるアジア	講義	1		2	
	キー・コンピテンシー	講義	1		2	
	シティズンシップ入門	講義	1		2	
	地域力を高めるひとづくり	講義	1		2	
文化と人間性の探求	琉球・沖縄の歴史・文化を識る	講義	1		2	
	日本文化の理解	講義	1		2	
	人類学	講義	1		2	
	日本語コミュニケーション	講義	1		2	
	囲碁に学ぶ	講義	1		2	
	死の文化学	講義	1		2	
	東ヨーロッパの文化と歴史	講義	1		2	
	文化に見る歴史	講義	1		2	
	欧州史の中の北欧史	講義	1		2	
	アメリカ史入門	講義	1		2	
	都市と地域構造の地理学	講義	1		2	
	音楽と文化	講義	1		2	
	デザインと情報	講義	1			2
	人間と表現	講義	1		2	
	自分とみんなで考える哲学	講義	1		2	
	討論の中で問題を発見する哲学	講義	1		2	
	応用倫理学－生命倫理の現在	講義	1		2	
	心理学概論	講義	1		2	
	心理学入門	講義	1		2	
人間と自然	現代教育の諸相	講義	1		2	
	次世代育成と地域の課題	講義	1		2	
	宗教学入門	講義	1		2	
	科学史	講義	1		2	
	環境と社会・制度・政治・経済	講義	1		2	
	環境科学	講義	1		2	

	くすりと社会	講義	1		2	
	都市と自然	講義	1		2	
	健康と生活	講義	1		2	
	行動生態学	講義	1		2	
自然 と 数理 の 探求	教養として知っておきたい様々な病気の実態	講義	1		2	
	創薬と生命	講義	1		2	
	宇宙のなりたち	講義	1		2	
	植物とバイオテクノロジー	講義	1		2	
	エネルギーのサイエンス	講義	1		2	
	バイオサイエンス入門	講義	1		2	
	情報と数理の世界	講義	1		2	
	データサイエンスへの誘い	講義	1		2	
	地球史入門	講義	1		2	
	地域生態学	講義	1		2	
英 語 学 科 目	IS: Community	演習	1		1	
	IS: Social Justice	演習	1		1	
	IS: Life & Work	演習	1		1	
	IS: Health & Well-being	演習	1		1	
	IS: The Arts	演習	1		1	
	AE: Make a Difference in Your Community	演習	1		2	
	AE: Interact Internationally	演習	1		2	
	AE: Improve Life Skills	演習	1		2	
	AE: Raise Health/ Environmental Awareness	演習	1		2	
	AE: Produce a Movie	演習	1		2	
	CS: Presentation	演習	1		2	
	CS: Grammar and Usage	演習	1		2	
	CS: TOEIC Preparation	演習	1		2	
	EM: World News	演習	1		2	
	EM: Popular Culture	演習	1		2	
その 他の 言 語	EM: Reading for Inspiration	演習	1		2	
	EM: Online Articles and Videos	演習	1		2	
	ドイツ語初級 1	演習	1		2	
	ドイツ語初級 2	演習	1		2	
	フランス語初級 1	演習	1		2	
	フランス語初級 2	演習	1		2	
	中国語初級 1	演習	1		2	

	中国語初級 2	演習	1		2	
	韓国語初級 1	演習	1		2	
	韓国語初級 2	演習	1		2	
	スペイン語初級 1	演習	1		2	
	スペイン語初級 2	演習	1		2	
	日本手話初級 1	演習	1		2	
	日本手話初級 2	演習	1		2	
	ポルトガル語入門	演習	1		2	
	ロシア語入門	演習	1		2	
	イタリア語入門	演習	1		2	
	アラビア語入門	演習	1		2	
	日本語上級 1	演習	1		2	
	日本語上級 2	演習	1		2	
	ドイツ語初級会話 1	演習	1		2	
	ドイツ語初級会話 2	演習	1		2	
	フランス語初級会話 1	演習	1		2	
	フランス語初級会話 2	演習	1		2	
	中国語初級会話 1	演習	1		2	
	中国語初級会話 2	演習	1		2	
	日本語レポート作成 1	演習	1		2	
	日本語レポート作成 2	演習	1		2	
	日本語リーディング・リスニング 1	演習	1			2
	日本語リーディング・リスニング 2	演習	1			2
	日本語プレゼンテーション 1	演習	1			2
	日本語プレゼンテーション 2	演習	1			2
	日本語ライティング 1	演習	1			2
	日本語ライティング 2	演習	1			2
	日本語ディスカッション 1	演習	1			2
	日本語ディスカッション 2	演習	1			2
情報科目	情報処理基礎	演習	1	2		
	情報処理	演習	1	2		
	情報検索基礎	演習	1	2		
健康・スポーツ科目	健康・スポーツ科学	講義	1	2		
ボランティア科目	ボランティア科目 1	実習	1			1
	ボランティア科目 2	実習	1			1
基礎科目	数学基礎	講義	1	2		
	応用数学	講義	1	2		
	数学基礎演習	演習	1	1		
	応用数学演習	演習	1	1		
地域参加型学習	地域連携参加型学習	演習	1		2	

注 1 本表に掲げる授業科目のほかセミナー及び開放科目を、教授会の

議を経て開設し単位を与えることがある。

- 2 その他の言語の区分中の日本語を主題とする授業科目は、外国人特別学生が履修することができる。

(一部改正 平成19年達第60号、平成20年達第49号、平成21年達第37号、平成22年達第48号、平成24年達第25号、平成25年達第21号、平成26年達第18号、平成27年達第18号、平成28年達第18号、平成30年達第25号、平成31年達第16号、令和2年達第19号、令和3年達第15号、令和4年達第26号)

別表 2

区分		最低修得必要単位数
共通科目	一般教養科目	大学特色科目 4 単位
		現代社会の諸相 * 2 単位
		文化と人間性の探求
		人間と自然 2 単位
		自然と数理の探求
	語学科目	英語 6 単位
		その他の言語 4 単位
	情報科目 情報処理基礎 2 単位、情報検索基礎 2 単位、情報処理 2 単位 計 6 単位	
	健康・スポーツ科目 ボランティア科目	
基礎科目	数学・統計学 数学基礎 2 単位、応用数学 2 単位、数学基礎演習 1 単位、応用数学演習 1 単位 計 6 単位	
	地域参加型学習	地域連携参加型学習
教養教育科目合計		34単位

左記以外に
2 単位

- 注 1 それぞれの母語を履修してその他の言語の卒業必要単位とはできない。
- 2 その他の言語の区分中の会話またはレポート作成を主題とする科目を履修してその他の言語の卒業必要単位とはできない。
- 3 外国人特別学生は、その他の言語の区分中の日本語上級 1、日本語上級 2 を履修してその他の言語の卒業必要単位とすることができます。
- 4 単位互換事業により他大学において単位を修得した場合は、教授会の議を経て 2 単位まで本表の * 印欄「2 単位」に算入することができる。

(一部改正 平成21年達第37号、平成22年達第48号、平成24年達第25号、平成26年達第18号、平成27年達第18号、平成28年達第18号、平成30年達第25号)

別表 2 の 2

検定試験の種類	語学科目 [英語]	
	2単位	4単位
実用英語技能検定	準1級	1級
TOEIC / TOEIC L&R	730～799点	800点以上
TOEFL (iBT)	77～88点	89点以上

注 1 申請はいずれか 1 種類に限る。

注 2 認定の対象科目は「CS : TOEIC Preparation (2単位)」又は
「CS : Grammar and Usage (2単位)」とし、認定単位は 4 単位を上限
とする。

(一部改正 平成20年達第49号、平成23年達第23号、平成30年達第25号)

別表3

ア 情報環境デザイン学科

区分	授業科目	授業形態	配当年次	単位数	
				必修	選択
学部共通 科目	芸術工学概論 A	講義	1	2	
	芸術工学概論 B	講義	1	2	
	色彩論	講義	1	2	
	デザイン材料論	講義	1		2
	人間工学	講義	2		2
	ユニバーサルデザイン	講義	2		2
	情報工学基礎	講義	2	2	
	実験計画法・統計処理法	講義	3		2
	美術・デザイン史	講義	1	2	
	美術・デザイン論	講義	1	2	
	構成(D)	演習	1	1	
	構成発想法	講義	2		2
	表現技法	講義	3	2	
	CG表現技法	講義	1	2	
	心理学	講義	2		2
	力学基礎	講義	2		2
	知的財産関連法規	講義	3	2	
	マーチャンダイジングデザイン論	講義	3		2
	都市論	講義	1		2
	ランドスケープ論	講義	3		2
	芸術工学英語 A	演習	3～4		2
	芸術工学英語 B	演習	3～4		2
学部共通 実習	建築デジタルデザイン実習	実習	3		1
	地域連携デザインワークショップ	実習	1～4		2
	デザインワークショップ	実習	1～4		2
	社会貢献プロジェクト	実習	1～4		2
	芸術工学インターンシップ	実習	1～4		2
基礎科目	インターラクションデザイン論	講義	2	2	
	サウンドデザイン論	講義	2	2	
	映像論	講義	2	2	
	映像表現論	講義	2	2	
	画像情報処理	講義	2	2	
	画像情報処理演習	演習	2	1	

	メディア工学	講義	3	2	
	メディア工学演習	演習	3	1	
	情報通信工学	講義	2	2	
	情報通信工学演習	演習	2	1	
	データサイエンス	講義	3	2	
	データサイエンス演習	演習	3	1	
展開科目	情報処理応用	講義	3		2
	感性工学	講義	3		2
	ユーザビリティ工学	講義	3		2
	ユーザビリティ工学演習	演習	3		1
	音楽情報論	講義	3		2
	映像プロデュース論	講義	3		2
	プロダクトデザイン論	講義	3		2
	デザイン人類学	講義	2		2
	広告論	講義	3		2
	感性表象論	講義	2		2
	視覚環境デザイン論	講義	3		2
	ロボット工学	講義	2		2
	生体情報工学	講義	2		2
	生体情報工学演習	演習	2		1
単位互換科目		講義			10
実習	芸術工学実習 (D) 1	実習	1	1	
	芸術工学実習 (D) 2	実習	1	2	
	芸術工学実習 (D) 3	実習	2	2	
	芸術工学実習 (D) 4	実習	2	2	
	芸術工学実習 (D) 5	実習	3	2	
	芸術工学実習 (D) 6	実習	3		2
卒論等	卒業制作及び卒業研究	演習	4	8	

イ 産業イノベーションデザイン学科

区分	授業科目	授業形態	配当年次	単位数	
				必修	選択
学部共通科目	芸術工学概論 A	講義	1	2	
	芸術工学概論 B	講義	1	2	
	色彩論	講義	1	2	
	デザイン材料論	講義	1		2
	人間工学	講義	2		2
	ユニバーサルデザイン	講義	2		2
	情報工学基礎	講義	2		2

	実験計画法・統計処理法	講義	3		2
	美術・デザイン史	講義	1	2	
	美術・デザイン論	講義	1	2	
	構成(D)	演習	1	1	
	構成発想法	講義	2		2
	表現技法	講義	3	2	
	CG表現技法	講義	1	2	
	心理学	講義	2		2
	力学基礎	講義	2	2	
	知的財産関連法規	講義	3	2	
	マーチャンダイジングデザイン論	講義	2		2
	都市論	講義	1		2
	ランドスケープ論	講義	3		2
	芸術工学英語A	演習	3～4		2
	芸術工学英語B	演習	3～4		2
学部共通 実習	建築デジタルデザイン実習	実習	3		1
	地域連携デザインワークショップ	実習	1～4		2
	デザインワークショップ	実習	1～4		2
	社会貢献プロジェクト	実習	1～4		2
	芸術工学インターンシップ	実習	1～4		2
基礎科目	ビジュアルデザイン論	講義	2	2	
	コンピュータグラフィックス論	講義	2		2
	プロダクトデザイン論	講義	3	2	
	視覚環境デザイン論	講義	3		2
	光電子工学	講義	2	2	
	光電子工学演習	演習	2	1	
	ロボット工学	講義	2	2	
	ロボット工学演習	演習	2	1	
	生体情報工学	講義	2	2	
	生体情報工学演習	演習	2	1	
展開科目	広告論	講義	3		2
	視覚情報記号論	講義	2	2	
	デザイン人類学	講義	2		2
	プロトタイピング工学	講義	3		2
	プロトタイピング工学演習	演習	3		1
	音楽情報論	講義	3		2
	インターラクションデザイン論	講義	2	2	

感性工学	講義	3		2
流体工学	講義	3		2
流体工学演習	演習	3		1
情報通信工学	講義	3		2
情報通信工学演習	演習	3		1
ユーザビリティ工学	講義	3		2
ユーザビリティ工学演習	演習	3		1
単位互換科目	講義			10
実習	芸術工学実習 (D) 1	実習	1	1
	芸術工学実習 (D) 2	実習	1	2
	芸術工学実習 (D) 3	実習	2	2
	芸術工学実習 (D) 4	実習	2	2
	芸術工学実習 (D) 5	実習	3	2
	芸術工学実習 (D) 6	実習	3	2
卒論等	卒業制作及び卒業研究	演習	4	8

ウ 建築都市デザイン学科

区分	授業科目	授業形態	配当年次	単位数	
				必修	選択
学部共通科目	芸術工学概論 A	講義	1	2	
	芸術工学概論 B	講義	1	2	
	色彩論	講義	1	2	
	デザイン材料論	講義	1		2
	人間工学	講義	2		2
	ユニバーサルデザイン	講義	2		2
	情報工学基礎	講義	2		2
	実験計画法・統計処理法	講義	3		2
	美術・デザイン史	講義	1		2
	美術・デザイン論	講義	1		2
	構成 (A)	演習	1		1
	構成発想法	講義	2		2
	表現技法	講義	3		2
	CG 表現技法	講義	1		2
	心理学	講義	2		2
	力学基礎	講義	2		2
	知的財産関連法規	講義	3		2
	マーチャンダイジングデザイン論	講義	3		2
	都市論	講義	1	2	

	ランドスケープ論	講義	2		2
	芸術工学英語 A	演習	3 ~ 4		2
	芸術工学英語 B	演習	3 ~ 4		2
学部共通 実習	建築デジタルデザイン実習	実習	3		1
	地域連携デザインワークショップ	実習	1 ~ 4		2
	デザインワークショップ	実習	1 ~ 4		2
	社会貢献プロジェクト	実習	1 ~ 4		2
	芸術工学インターンシップ	実習	1 ~ 4		2
基礎科目	建築史	講義	2	2	
	都市計画	講義	2	2	
	建築環境工学	講義	2	2	
	建築環境工学演習	演習	2		1
	建築構造学	講義	2	2	
	建築計画	講義	2	2	
	建築計画 2	講義	2		2
	近現代建築史	講義	3	2	
	構造力学	講義	2	2	
	構造力学演習	演習	2	1	
展開科目	建築環境心理論	講義	2		2
	都市建築関連法規	講義	3	2	
	建築材料	講義	3	2	
	建築材料実験	実験	3	1	
	建築環境計画	講義	3	2	
	建築環境設備計画演習	演習	3		1
	建築設備論	講義	2	2	
	建築設備設計学	講義	3	2	
	スペースデザイン	講義	3		2
	建築構造計画法	講義	3	2	
	構造設計法	講義	3	2	
	建築生産	講義	3	2	
	建築計画 3	講義	3		2
	都市住環境論	講義	3		2
	地域空間構成論	講義	3		2
	都市景観デザイン論	講義	3		2
	ファシリティマネジメント論	講義	3		2
	建築家の仕事	講義	3		2
	ランドスケープ設計法	講義	3		2
単位互換科目		講義	1 ~ 4		10

実習	芸術工学実習（A）1	実習	1	2	
	芸術工学実習（A）2	実習	1	2	
	芸術工学実習（A）3	実習	2	2	
	芸術工学実習（A）4	実習	2	2	
	芸術工学実習（A）5	実習	3	2	
	芸術工学実習（A）6	実習	3		2
	建築表現実習1	実習	2		2
	建築表現実習2	実習	2		2
	建築都市フィールドワーク	実習	2		1
	卒論等	卒業制作及び卒業研究	演習	4	8

(一部改正

平成19年達第60号、平成20年達第49号、平成21年達第37号、平成22年達第48号、平成23年達第23号、平成24年達第25号、平成26年達第18号、平成28年達第18号、平成30年達第25号、平成31年達第16号、令和2年達第19号、令和3年達第15号、令和4年達第26号)

別表4

ア 情報環境デザイン学科

区分	最低修得必要単位数
学部共通科目	19
学部共通実習（注1）	
基礎科目	20
展開科目	
単位互換科目（注2）	*38
産業イノベーションデザイン学科目（注2）	
建築都市デザイン学科目（注2）	
実習	9
卒論等（注3）	8
合 計	94

(注1) 地域連携デザインワークショップ、デザインワークショップ及び社会貢献プロジェクトで修得した単位については、あわせて4単位まで本表の*印欄の必要単位数に算入することができる。

(注2) 単位互換科目、産業イノベーションデザイン学科目及び建築都市デザイン学科目で修得した単位については、あわせて10単位を限度とする。ただし、産業イノベーションデザイン学科目及び建築都市デザイン学科目は、原則として、講義科目とする。

(注3) 卒論等とは、卒業制作及び卒業研究をいう。

イ 産業イノベーションデザイン学科

区分	最低修得必要単位数
学部共通科目	19
学部共通実習（注1）	
基礎科目	13
展開科目	4
単位互換科目（注2）	*41
情報環境デザイン学科目（注2）	
建築都市デザイン学科目（注2）	
実習	9
卒論等（注3）	8
合 計	94

(注1) 地域連携デザインワークショップ、デザインワークショップ及び社会貢献プロジェクトで修得した単位については、あわせて4単位まで本表の*印欄の必要単位数に算入することができる。

(注2) 単位互換科目、情報環境デザイン学科目及び建築都市デザイン学科目で修得した単位については、あわせて10単位を限度とする。ただし、情報環境デザイン学科目及び建築都市デザイン学科目は、原則として、講義科目とする。

(注3) 卒論等とは、卒業制作及び卒業研究をいう。

ウ 建築都市デザイン学科

区分	最低修得必要単位数
学部共通科目	8
学部共通実習（注1）	
基礎科目	15
展開科目	16
単位互換科目（注2）	
情報環境デザイン学科目（注2）	*37
産業イノベーションデザイン学科目（注2）	
実習	10
卒論等（注3）	8
合 計	94

(注1) 地域連携デザインワークショップ、デザインワークショップ及び社会貢献プロジェクトで修得した単位については、あわせて4単位まで本表の*印欄の必要単位数に算入することができる。

(注2) 単位互換科目、情報環境デザイン学科目及び産業イノベーションデザイン学科目で修得した単位については、あわせて10単位を限度とする。ただし、情報環境デザイン学科目及び産業イノベーションデザイン学科目は、原則として、講義科目とする。

(注3) 卒論等とは、卒業制作及び卒業研究をいう。

(一部改正 平成19年達第60号、平成20年達第49号、平成21年達第37号、平成22年達第48号、平成23年達第23号、平成24年達第25号及び第48号、平成28年達第18号、平成30年達第25号、令和3年達第15号、令和4年達第26号)